都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第20条第１項の規定により、磐田市から下記の都市計画に係る同法第14条第１項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第２項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

平成30年３月13日

静　　岡　　県

上 記 代 表 者　静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

１　都市計画の種類及び名称

磐田都市計画道路　３・４・２号下太福田中島線
３・４・３号大原東小島線
３・４・12号見付岡田線
３・４・13号午新田東小島線
３・４・14号中川通線
３・４・15号福田海岸通線
３・５・18号高木大原線
３・５・25号庄内新田午新田線
３・６・26号福田中央通線
３・６・29号午新田本田東線
３・４・65号豊浜湊線
３・５・66号豊浜橋線

磐田都市計画用途地域

２　縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課